

知って役立つ！

「成年後見制度」



成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でなく、法律行為における意思決定が困難な方について、財産と権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことでご本人を法律的に支援する制度です。

「親が認知症になったら？」、「将来に備えて後見人を決めておいた方がいいの？」
判断能力が不十分な方のための「法定後見」、自分が元気なうちから将来に備えておく「任意後見」についてポイントを説明していただきます。

日時

令和5年3月4日（土）

10時～12時（受付開始9時30分～）

会場

東村山市社会福祉協議会 地域福祉活動室

講師

司法書士 大坂谷 扶美枝氏

（公益社団法人成年後見センターリーガルサポート東京支部）

定員

先着 30名

参加費

無料

申込み

2月3日（金）からお電話にてお申込みください

（受付時間：平日午前9時～午後5時）

問合せ

東村山市社会福祉協議会 権利擁護係

TEL 042-394-7767（直通）

